

## 1. 修正の経緯

- 国が南海トラフ地震防災対策推進基本計画等を変更（令和元年5月）
  - 南海トラフ沿いの異常な現象（大規模地震発生の可能性）を観測した場合の防災対応について規定  
 < 南海トラフ地震臨時情報の発表、事前避難対象地域の指定等 >
- 東京都南海トラフ地震防災対策推進計画を修正
  - 都の推進計画として位置付けている東京都地域防災計画（震災編）の修正（令和元年7月）を経て、国の基本計画変更への対応について別途策定

## 2. 主な修正内容

フェーズ	視 点	とるべき主な防災対策
対策予防	事前避難対象地域の指定	○ 異常現象後の後発地震発生に備え、事前避難対象地域をあらかじめ指定（町村）
南海トラフ地震に 情報を受けた対策	情報の収集・伝達	○ 区市町村・防災機関への情報伝達と必要な備えについて都民に対する情報発信（都）
	住民等の事前避難の実施	○ 事前避難対象地域の住民等への避難勧告等の発令と指定避難所等への誘導（町村）
	後発地震発生に備えた対策	○ 船舶、空港・港湾、水道、公共施設等の必要な対策を実施（防災機関等） ○ 食料・飲料水など、島しょ町村において不足が予測される物資等の輸送体制を構築